

# 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第5項で準用する同法第5条第3項の規定に基づき、県営老朽ため池等整備事業（三ツ川池地区）の土地改良事業の計画の概要につき新城市長と協議したいので、同法第85条第6項の規定により土地改良事業の計画の概要を縦覧に供します。

なお、同法第85条第7項に基づき、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、令和8年3月4日までに新城市長に意見書を提出してください。

令和8年2月3日

県営土地改良事業

老朽ため池等整備事業 三ツ川池地区

申請人代表 村田 勝博

1 書類の名称

土地改良事業計画の概要書の写し

2 縦覧の期間

令和8年2月3日（火）から令和8年3月4日（水）まで

（土日祝を含まない）

3 縦覧の場所

新城市役所産業振興部農業課

4 意見の提出

書面にて新城市役所産業振興部農業課へ提出